

東京都キャップ&トレード制度

～「ゼロエミッション東京」に向けた取組～

目次

1. 東京の概況と気候戦略
2. 東京都キャップ&トレード制度の概要
3. 制度の成果と分析

1 1 ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ策定 (2025年3月)

■ 2035年に向けた新目標

- 2035年までに温室効果ガス排出量を**60%以上削減**する新目標を設定
- 国際的に求められる水準※も踏まえ、エネルギー・資源の大消費地として更なる削減に意欲的に取り組む

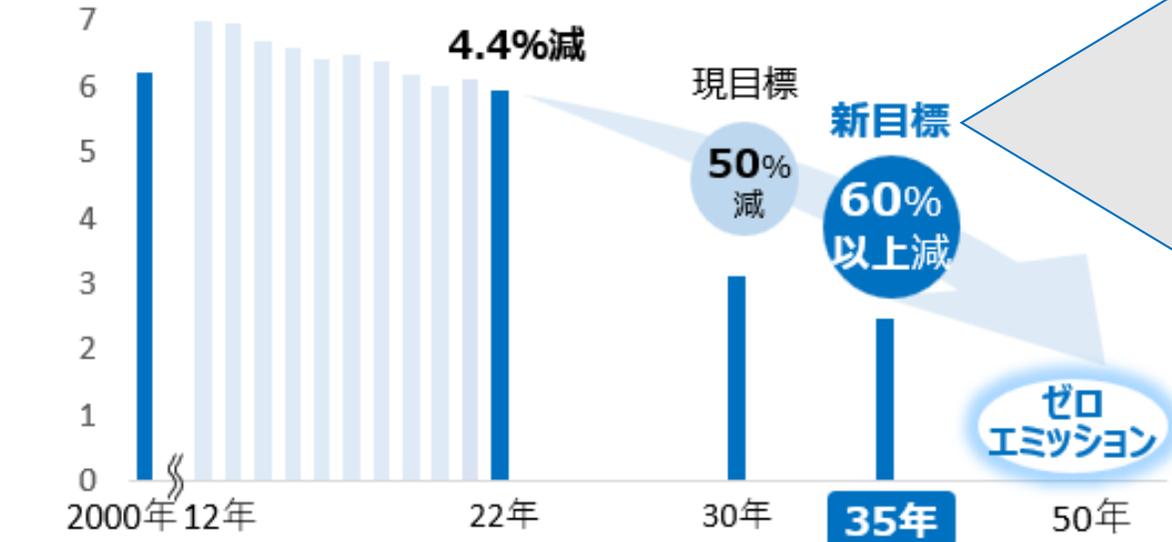
※ IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)が求める「1.5℃目標」に整合する水準



▲概要版



(千万トンCO₂)

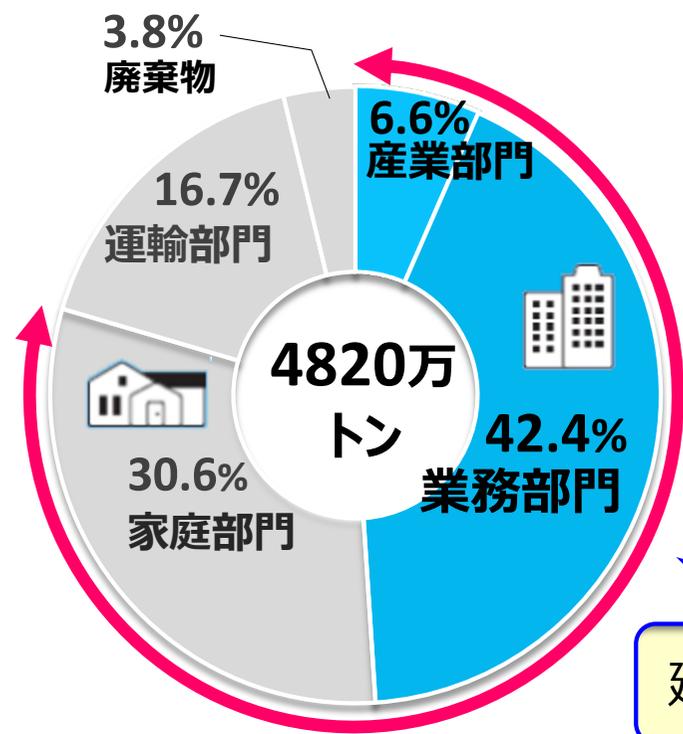


温室効果ガス排出量
(2000年比)

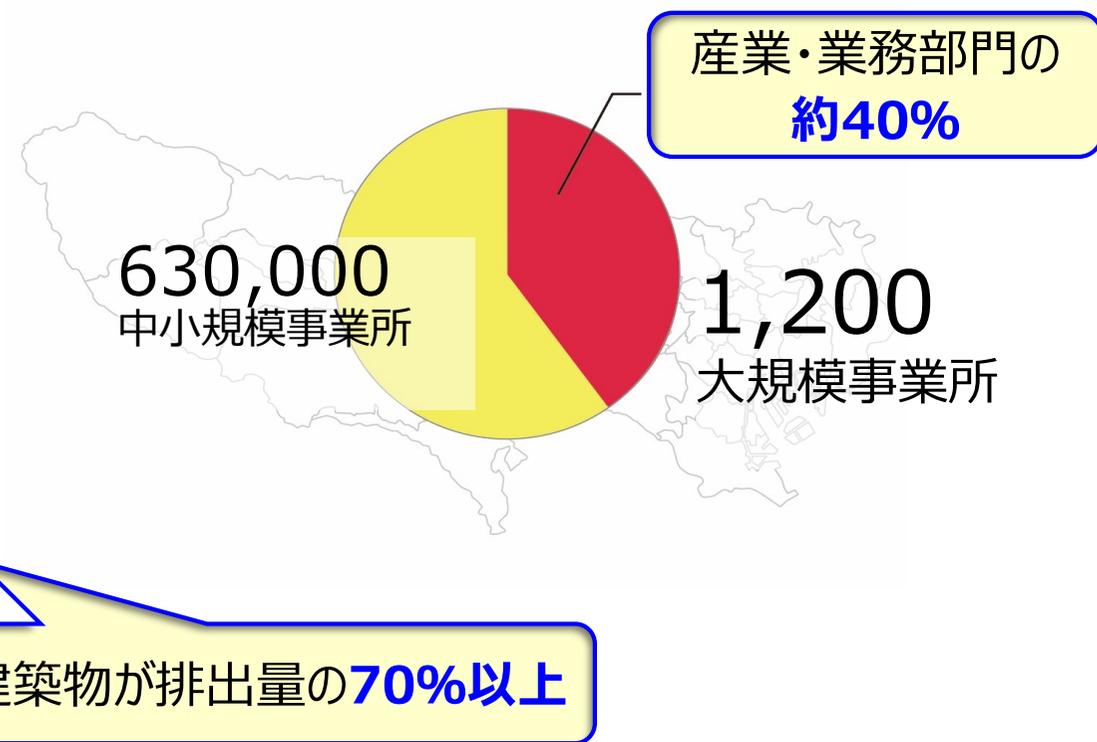
60%以上削減

1 2 なぜ大規模事業所における対策が重要か？

東京都のCO₂ 排出量
 (2023年度速報値)



都内の産業・業務部門のCO₂排出量の内訳



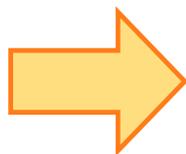
2 1 東京都キャップ&トレード制度の発展

- 2002年、削減義務を伴わない「地球温暖化対策報告書制度」として開始
- 蓄積されたデータを基に、2010年に削減を義務づける「キャップ&トレード制度」を導入

オフィスビル等の大規模事業所を対象とする 世界初の都市型キャップ&トレード制度

対象：原油換算で年間※1,500kL以上のエネルギーを使用する事業所

※約2,000～3,000 t-CO₂（電力使用量約670万kWh）相当



対象事業所数：約**1,200事業所**

- オフィス・商業ビル：約1,000事業所
- 工場・上下水道施設：約200事業所

2 2 制度の段階的な導入

★1997年 京都議定書を採択

★ 2007年 東京都気候変動対策方針を策定

★2000年 東京都環境確保条例を制定

★ 2009年 東京都環境確保条例を改正施行

2002 - 2005

HOP

「地球温暖化対策報告書
制度」を開始

2005 - 2009

STEP

評価・公表の仕組みを導入

2010年以降

JUMP

「キャップ&トレード制度」を
開始

内容	報告のみ	報告・評価・公表	報告・評価・公表+排出量取引
削減義務	義務なし	義務なし	義務あり
公表	事業所による公表	事業所+都による公表	事業所+都による公表
推進主体	事業所の管理担当者	事業所の管理責任者	経営層（トップマネジメント）

継続的なデータの蓄積

2 3 制度の概要

対象事業所	原油換算で年間1,500kL以上のエネルギーを使用する約1,200の事業所		
基準排出量	選定した連続する3年間の平均排出量を基に算定 ※新たに対象となる事業所は、排出標準原単位に基づく方法を選択することも可能		
計画期間と削減義務率		オフィスビル等	工場等
	第1計画期間（2010～2014年度）：	8%	6%
	第2計画期間（2015～2019年度）：	17%	15%
	第3計画期間（2020～2024年度）：	27%	25%
	第4計画期間（2025～2029年度）：	50%	48%
割当方法	無償割当		
検証	認証を受けた第三者機関による温室効果ガス排出量の検証を義務付け		
実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・（削減義務未履行の場合）不足分の1.3倍の削減を命令 ・（命令違反の場合）罰金、違反事実の公表、都知事が不足分を調達し、その費用を請求 		

2 4 実効性の確保

削減計画期間：5年間

整理期間

: 計画期間終了後1年6か月間

- 5年間の排出量データの確定
- 削減義務の履行状況の確認
- (削減計画期間終了までに削減義務が履行できていない場合)
取引による削減量 (クレジット等) の取得

義務履行期限

削減義務未履行の場合

措置命令 (義務不足量×1.3倍の削減)

命令に違反した場合

罰金 (上限50万円)

違反事実の公表

知事が命令不足量を調達し、その費用を請求

2 5 キャップ&トレード制度の強化

2030年カーボンハーフと、その先のゼロエミッション東京を見据えて、

省エネの更なる深掘りと再エネ利用を一層促進する制度に強化

2023年10月 環境確保条例及び同施行規則を改正

主な改正事項	第3計画期間	第4計画期間
削減義務率	27% または 25%	2030年目標を前提に 50% または 48% に設定
電気・熱の排出係数	固定係数 (電気: 0.489 t-CO ₂ /千kWh 熱: 0.060 t-CO ₂ /GJ)	実排出係数 (事業所に実際に供給されている電気・熱の排出係数)
再エネ利用の拡大	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は排出量ゼロ	自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合に加え、事業所外から調達した再エネ電気・熱 (オフサイトPPA等) も 排出量ゼロ
	—	再エネ由来証書 によるCO ₂ 削減効果を排出量に反映
トップレベル事業所認定制度	トップレベル、準トップレベルの 2つ の認定区分	従来よりも高い認定区分を追加し、認定区分を 3つ に
	省エネ対策 を中心とした評価項目	省エネ対策 に加え 再エネ 利用を含む ゼロエミ化 の取組を評価
公表内容等の拡充	事業所の 削減実績 等を公表	削減実績 に加え 一次エネルギー消費原単位 や 再エネ利用状況 等を地図等により視覚的に分かりやすく公表

2 6 削減を促す仕組み ① トップレベル事業所認定制度

- 優れた省エネ対策と高いレベルの再エネ利用に取り組む事業所を「**トップレベル事業所**」として**都が認定**

全62事業所（対象事業所の約5%）が認定済み（2024年度末時点）



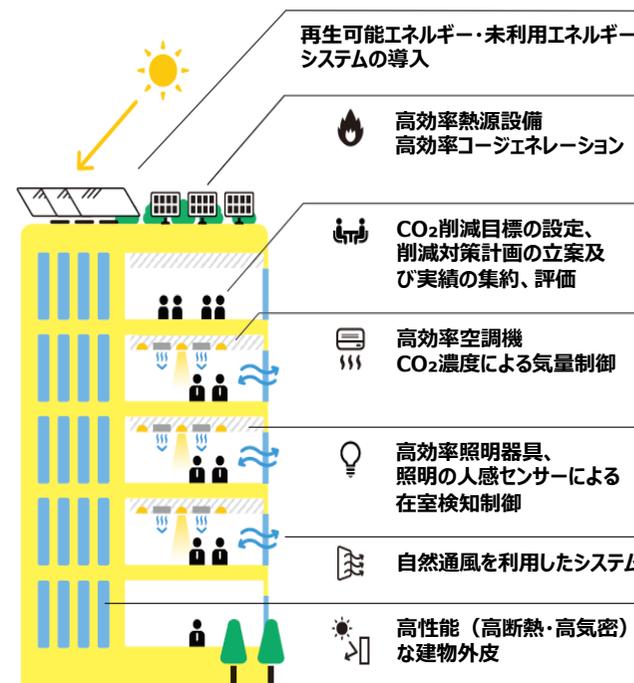
- **超過削減量の発行上限を撤廃（2025年度以降認定の場合）**

認定のメリットと効果

- ✓ 認定の**ブランド化**
- ✓ 不動産(リアルエステイト)分野の**他の認証・評価制度**における利用
- ✓ 建築計画段階において、**デベロッパーが認定ガイドラインを参考・活用**



【トップレベル事業所における対策のイメージ】



2 7 削減を促す仕組み ②建物オーナーとテナントの協力体制

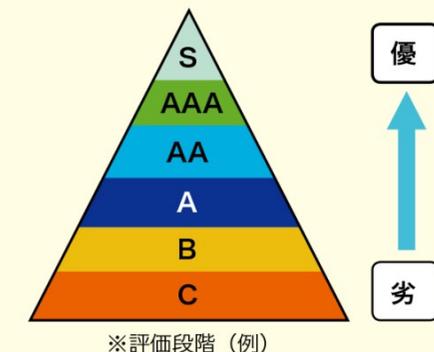
- 建物のエネルギー消費の約60%はテナント由来
- 建物オーナーにとって、テナント事業者は顧客
 - 省エネ対策の要請が難しい構造



オーナーとテナントが一体となって省エネ対策に取り組む仕組みが必須

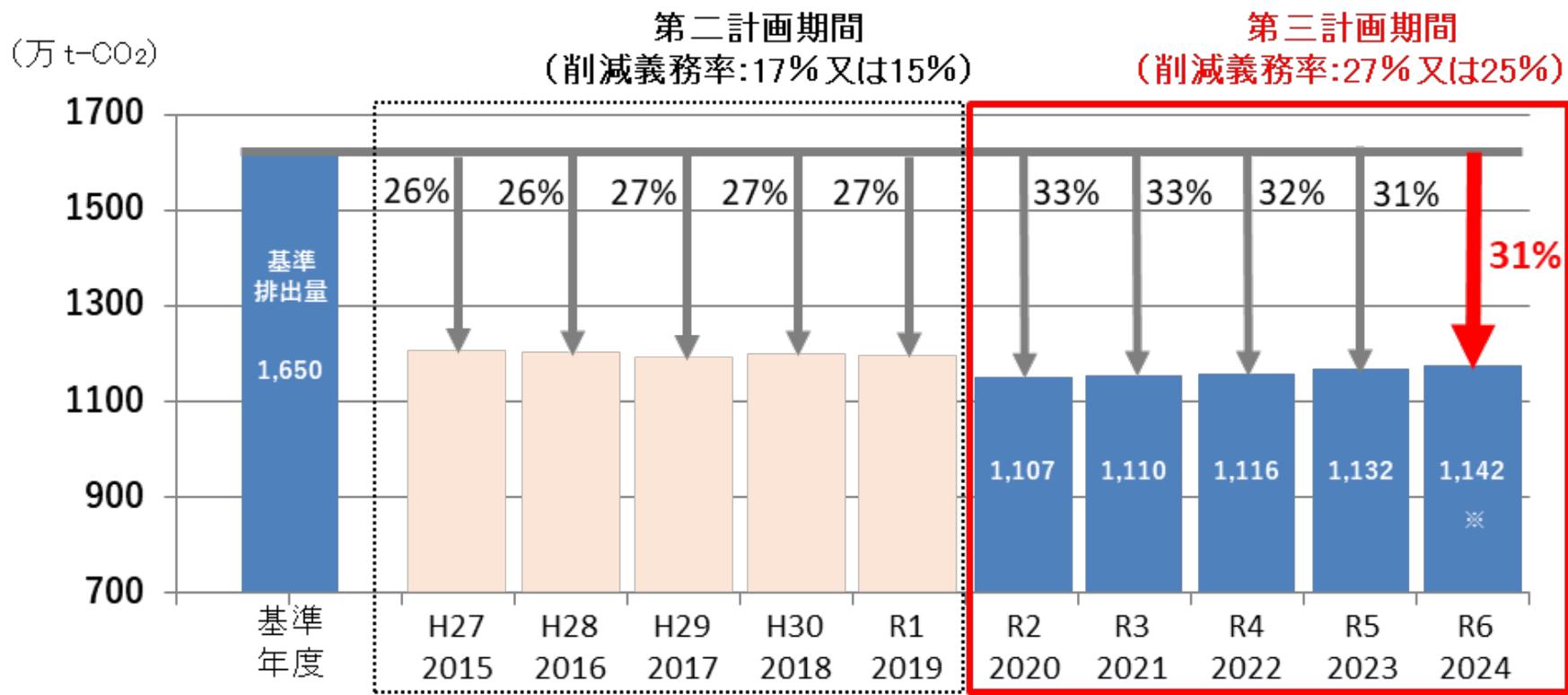
- ✓ 全テナント事業者に**建物オーナーへの協力を義務付け**
- ✓ 一定の要件を満たす**大規模テナント**には、建物オーナーを通じ、「**特定テナント等地球温暖化対策計画書**」を東京都へ提出することを義務付け
- ✓ 上記の大規模テナントは、提出した計画に基づき取組を実施→**さらに、その取組状況を評価し、都のHPで公表**

テナント事業者の削減対策の実施状況



3 2 対象事業所による削減実績

- これまで、すべての対象事業所が削減義務を達成
- 2024年度には、基準排出量比で**31%の削減**を達成



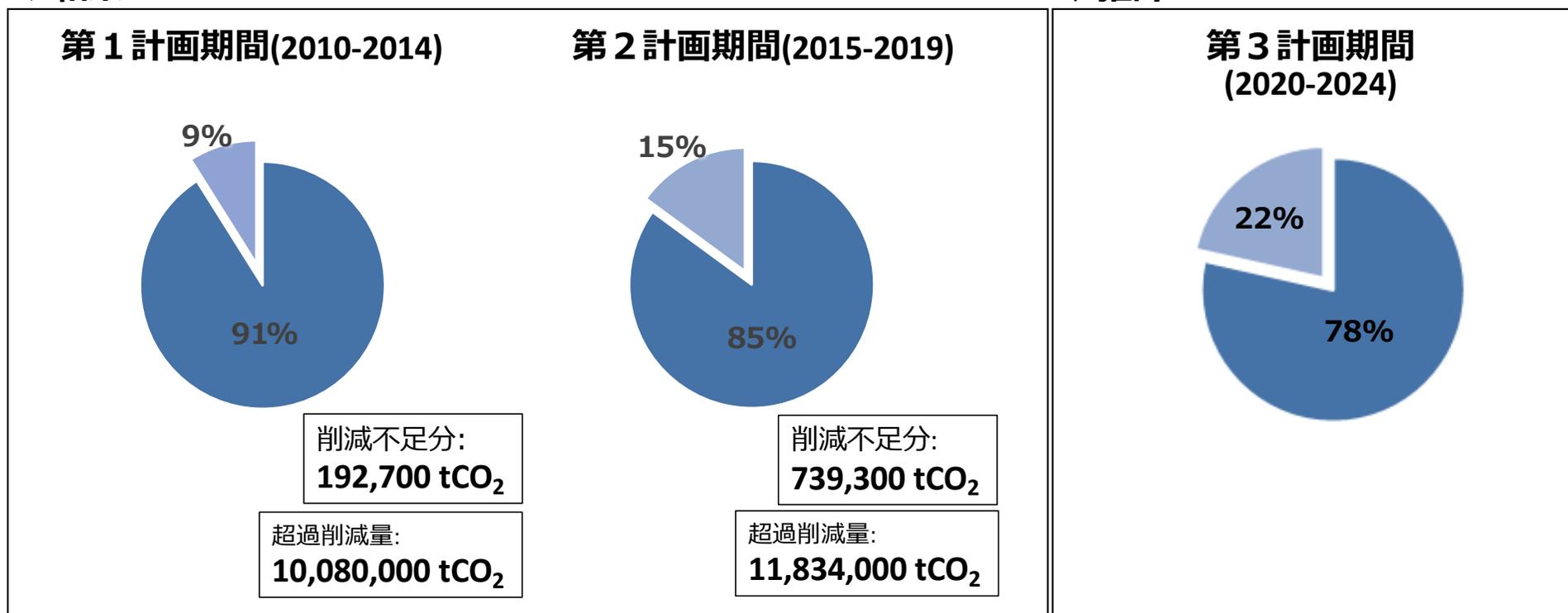
※令和8（2026）年2月10日時点の集計値（電気等の排出係数は第三計画期間の値で算定）

3 削減義務の履行状況

- 多くの対象事業所が、自らの省エネ対策等によって削減義務を達成
- 第3計画期間においては、約8割の事業所が自らの省エネ対策等により削減義務を達成見込み

◆ 結果

◆ 推計



■ クレジット使用等 ■ 自らの削減の取組

3 4 削減対策

➤ 「地球温暖化対策計画書」に記載された削減対策

熱源・空調・照明の削減対策	2020年度 件数	2025年度 件数
高効率照明及び省エネ制御の導入	1,932	2,829
高効率機器の導入	1,246	1,574
外気冷房システムの導入	228	245
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	114	120
ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入	35	39
上記以外の対策も含めた合計	10,055	12,528

➤ 低炭素電力・熱の利用状況

区分	認定要件	事業所数	
		2020年度	2024年度
低炭素電力	CO ₂ 排出係数が 0.37 t-CO ₂ /千kWh以下（基礎排出係数と調整後排出係数のいずれか低い値）	19	135
低炭素熱	熱のエネルギー効率(COP)が次の値以上、かつ、CO ₂ 排出係数が 0.060t-CO ₂ /GJ 未満 ①蒸気が含まれている場合：0.85 ②蒸気が含まれていない場合：0.90	159	187

3 5 排出量取引の動向

1. クレジット価格の査定値（2025年8月時点）

クレジット	査定価格帯
超過削減量	170～1,000 円/ t-CO ₂
再エネクレジット	4,100～8,200円 / t-CO ₂

2. クレジットの発行状況（2025年3月時点）

約2,300万t-CO₂（取引件数：約4,100件）

3. 取引実績（2025年3月時点）

約240万 t-CO₂（取引件数：約600件）

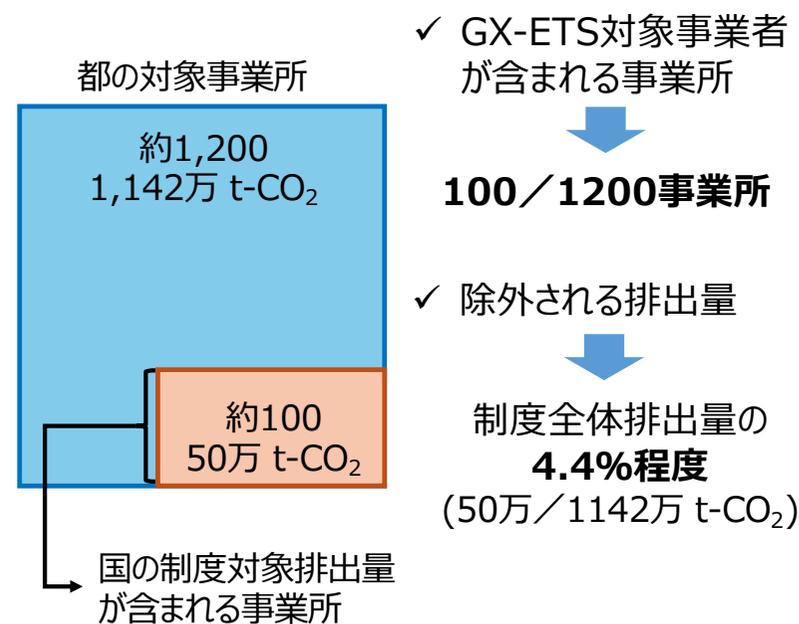
3 6 GX-ETSの本格実施に向けた都の対応

➤ 対応方法

国制度対象事業者のScope 1 排出量を、都の削減義務から除外する。



➤ 都キャップ&トレード制度への影響



**2025年12月に環境確保条例を改正
(2026年4月1日施行)**

**It is 'TIME TO ACT'.
Let's move forward together!**

東京都環境局HP



東京都キャップ&トレード制度HP

